

# 授業料免除願及び家庭調書の記入要領

## I 授業料免除願の記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

### 1. 署名等

本人氏名欄、家計支持者（原則父母）氏名欄は各自が署名してください。

### 2. 申請理由

- (1) 申請時現在の状態で、申請に至った理由、家庭調書で説明できない事情等を詳細に記入してください。
- (2) 家計支持者が無職等の場合は、その年月、生活費の出所等を所定欄に記入してください。
- (3) 風水害・火災の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容、被害額（経常的に支出増又は収入減となる年間金額。保険、損害賠償等によって補填された金額を除く。）を家庭調書の「特別控除関係」欄に記入してください。
- (4) 金額単位は、千円未満切り上げとすること。

## II 家庭調書の記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

6月の追加書類提出時に変化があった場合は、その旨学生支援係にお知らせ下さい。

### 1. 「就学者を除く家族」欄

下記の①～④を確認のうえ、就学者を除く家族全員について「自宅・自宅外」のいずれかに○を付け、「続柄」、「氏名」等を記入してください。

- ① 家計支持者（原則父母）と同居の兄弟姉妹、祖父母も記入すること。別世帯であっても同居している場合は、記入が必要です。
  - ・別居であっても、家計支持者と生計を一にする者も記入してください。
  - ・別居独立の兄弟等については、記入する必要はありません。
- ② **本人が家計支持者（原則、夜間主コース、大学院の社会人学生である独立生計者）である場合**、所得に関する証明書及び父母等の扶養親族ではないことを確認できる書類として本人の健康保険証の写し、住民票（本人用ではなく、同一世帯分）を必ず添付すること。所得に関する証明書等の必要な書類については、「II 提出書類及び添付書類」を参照してください。
- ③ 父又は母が死亡・生別の場合は、その年月等を「特別控除関係」欄に記入すること。
- ④ 「現在の収入形態」について、該当する項目が複数ある場合は、それぞれ○を付けること。  
なお、前年の1月以降、該当するに至った場合は、その年月も記入すること。

### 2. 「本人以外の就学者」欄

7頁の「参考①」を確認のうえ、就学者全員について「続柄」、「氏名」、「学校名」、「学年※」等を記入し、各項目の該当する番号を○で囲んでください。**※4月1日時点の学年で記入すること。**

なお、予備校生等は、就学者には該当しませんので、注意してください。

兄弟等（小・中学生を除く。）が国立大学または国立大学院（公立・私立大学は除く。）に在学している場合は、証明を受けた「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」に基づき、前年度（2018年4月～2019年3月）の授業料免除の有無等について記入すること。

### ●参考①

就学者とは、以下のア～クに在学する者であること。

ア 小学校

イ 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

ウ 高等学校（通信制高等学校、放送大学の特修生、中等教育学校の後期課程を含む。）

エ 高等専門学校

オ 短期大学

カ 大学（大学通信教育部、大学院、専攻科、別科を含む。ただし、研究生、聴講生は除き、放送大学については全科履修生に限る。）

キ 盲、ろう、養護学校

ク 専修学校（高等課程、専門学校）

### ●注意

以下の学生等は、就学者として、認められないため「就学者を除く家族」欄に記入すること。

①各種学校（**予備校**など）生、②研究生、③聴講生、④科目等履修生、⑤浪人生、⑥防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校などの学生、⑦インターナショナルスクールの学生

### ●参考②

母子・父子世帯とは、家族構成が以下の何れかに該当する世帯であること。

ア 母又は父、就学者または18歳未満の子

イ 母又は父、就学者または18歳未満の子、60歳以上で経済力のない祖父母

ウ 祖父母、就学者または18歳未満の子

※長期療養、心身に障がいがある等の理由により経済力のない人は、「就学者または18歳未満の子」と同様に扱います。

### ●注意

以下の場合には母子・父子世帯となりません。

エ 母又は父、就学者または18歳未満の子、18歳以上の未就学者（「長期療養者」「心身に障がいがある」のどちらにも該当しない）

## — 注意事項 —

申請受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、追加で書類の提出等を指示することがありますので、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

0134-27-5245（「学生支援係」名で携帯に登録しておくこと）

申請受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

提出された申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。